

くれ男女共同参画基本計画(第3次)

～ともに奏でるあしたのくれ～

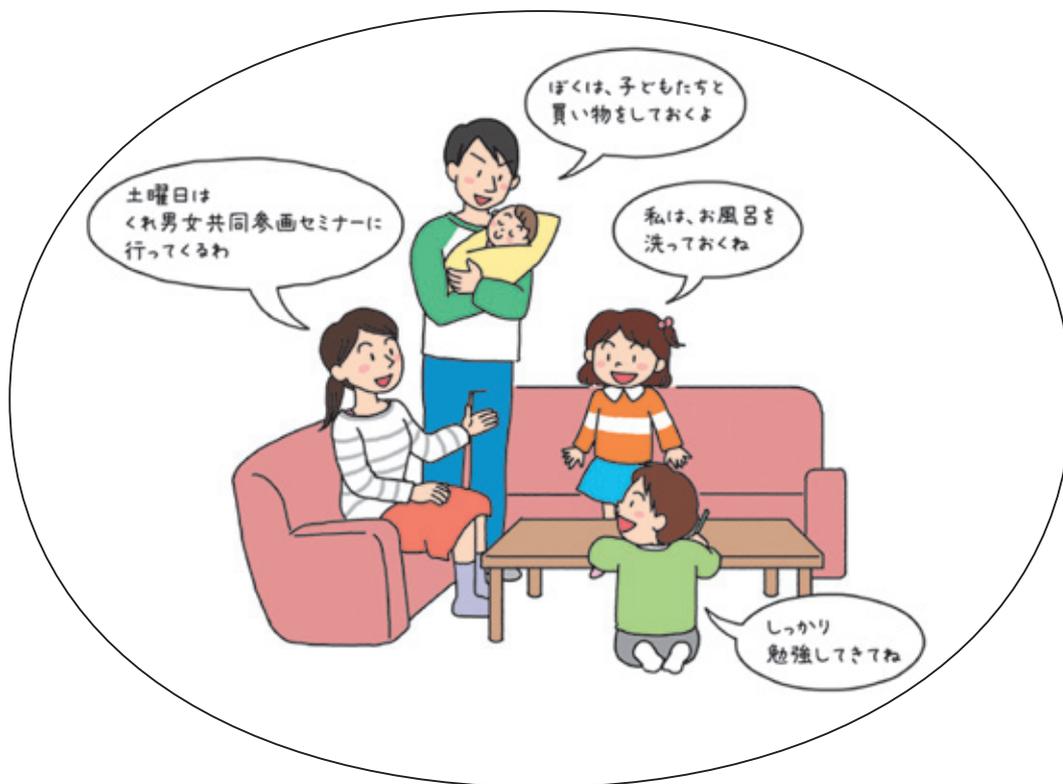


呉市

呉市が目指す男女共同参画社会

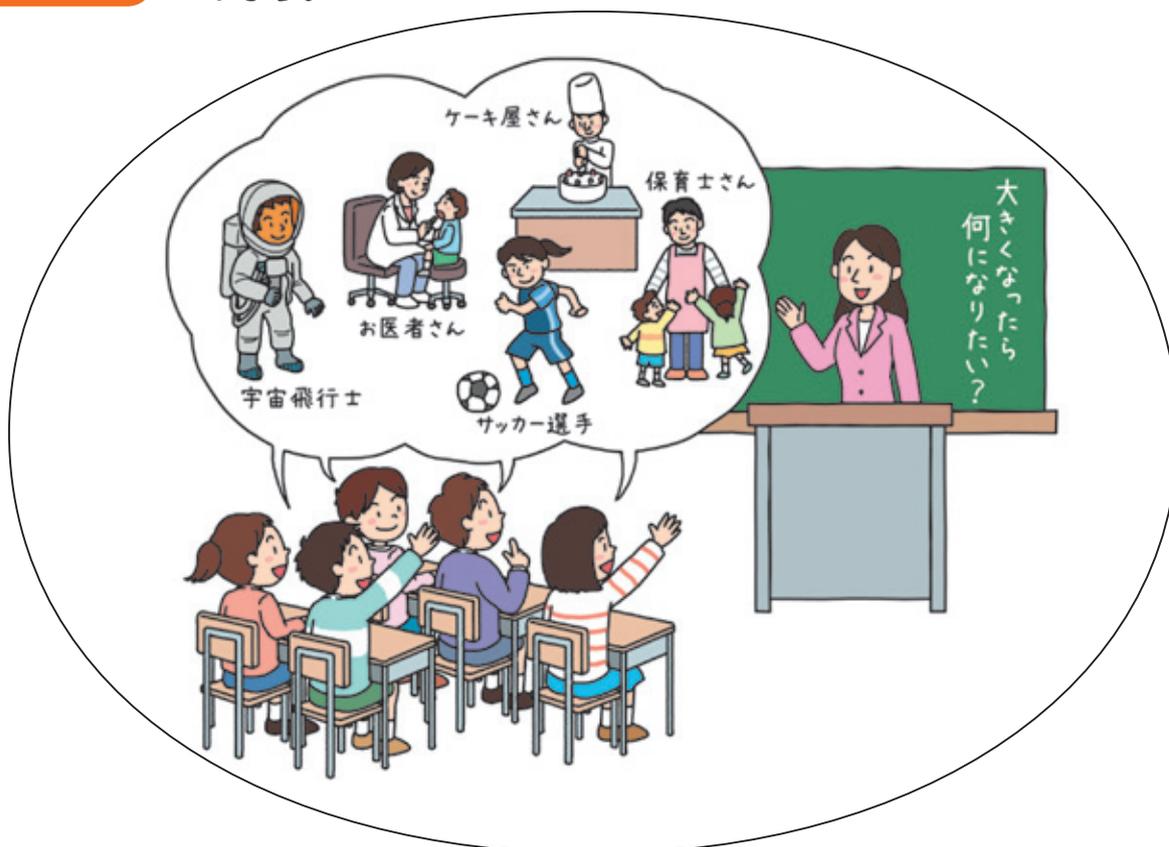
家庭では

- 一人ひとりが家族の一員としての役割を分担し、家事、育児及び介護等を協力して行います。



学校では

- 子どもたちの個性が尊重され、一人ひとりが大切にされる教育が行われています。



■ 計画策定の趣旨

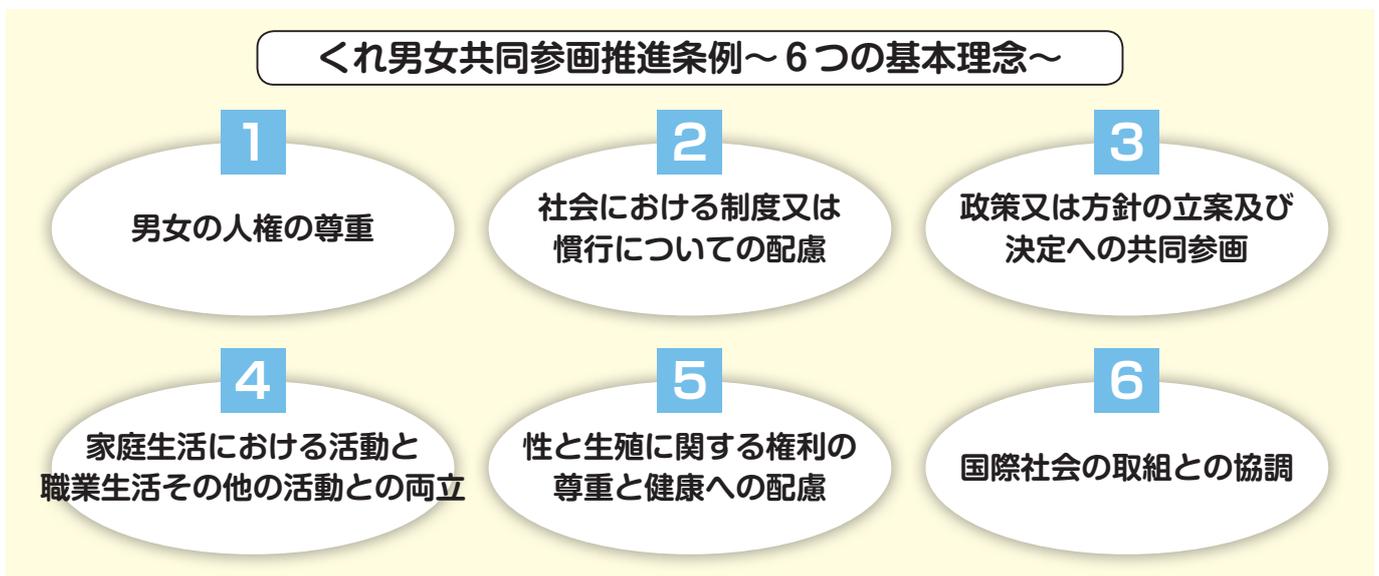
呉市では、平成15年3月に「くれ男女共同参画基本計画」を、平成20年3月には、「くれ男女共同参画基本計画（第2次）」を策定し、以来、市民や事業者と協働しながら、積極的に施策を推進してきました。

第2次計画の実施期間が、平成24年度をもって満了するにあたり、これまでの取組の成果を発展・継承しつつ、「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、総合的・計画的に施策を推進します。

■ 計画の基本的考え方

(1) 計画の目的及び理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的として、「くれ男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために策定します。



(2) 計画の位置付け

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法、くれ男女共同参画推進条例に基づく「基本計画」です。
- ②この計画は、「第4次呉市長期総合計画」や、実施中のその他の関連計画との整合を図ったものです。
- ③この計画は「くれ男女共同参画基本計画」及び「同（第2次）」の成果を引き継ぐものです。
- ④この計画の目標Ⅳ「男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境をつくりましょう。」の「方針1 男女の人権が尊重されるように取組を進めます。」の「施策2 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」とします。

(3) 計画策定の方針

① 市民協働で進める計画

② 幅広い意見が反映された計画

③ 評価のできる計画

■ 計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、中間年にあたる「平成29年度末における到達のめやす」をもとに、前半5年間の施策の進捗状況を検証し、後半5年間の取組に活かします。

計画の重点項目

この計画の推進にあたっては、男女共同参画に係る最近の社会情勢やこれまでの取組を踏まえて、次の課題に重点的に取り組みます。

重点1 男性にとっての男女共同参画の推進

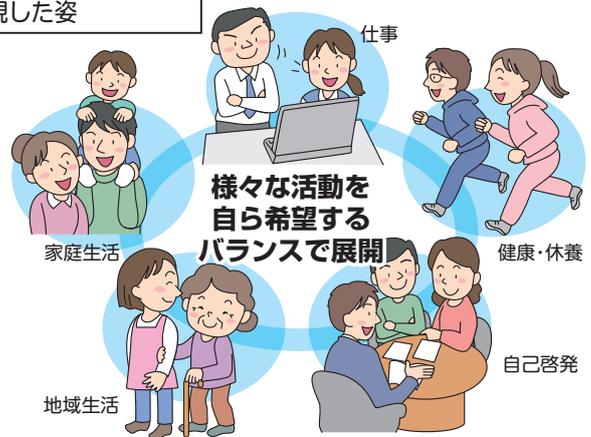
男性にとっての男女共同参画が進むと、男性の活躍の場が職場のみではなく家庭や地域へ拡大し、家族との団らんや地域の人たちとの交流を楽しんだり、地域活動等に参画して、これまでの経験や能力を活かしたりできます。また、一人ひとりが家族の一員として、家事、育児、介護や看護にも積極的に参画することで家族との絆が深まり、より豊かな人生を送ることができます。



重点2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を進めると、青年期、子育て期、中高年期等のライフステージに応じて多様な働き方を選択し、仕事と育児や介護などを両立したり、自らの希望するバランスで仕事以外の様々な活動に参画したりできるようになります。また、定年等により退職した後も、これまでの経験を活かして地域活動などの様々な活動に参画し、生きがいのある生活を送ることができます。

ワーク・ライフ・バランス
が実現した姿



重点3 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

男女間における暴力は決して許されるものではなく、とりわけドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DV被害者等の安全確保や自立に向けた支援等の体制を確立するとともに、あらゆる場面でDV防止のための教育・啓発を推進することが必要です。特に若年層がお互いを尊重し、対等な関係づくりを学ぶことは、DVを未然に防ぐこととなります。

暴力は決して許されません!!

- 身体的暴力 ぶつ、蹴る、物を投げる
- 精神的暴力 暴言を吐く、脅かす、無視する、人とのつきあいを制限する
- 経済的暴力 生活費を出さない、金銭的な自由を与えない
- 性的暴力 性行為の強要、ポルノを無理に見せる



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



一人で悩まず相談してください

- DV相談ナビ 24時間受付
0570-0-55210
- 女性相談（子育て支援センター内）
くれくれ・ば 0823-25-3482
ひろひろ・ば 0823-73-7540

緊急時には110番

目標Ⅰ 男女がともに、男女共同参画の意識づくりを進めましょう。

方針1 男女共同参画の推進に向けた 広報・意識啓発を充実します。

- 施策 ①広報・意識啓発の推進
②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

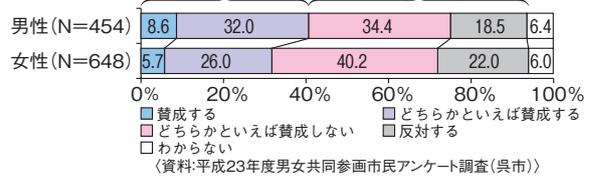
方針2 男女共同参画の視点に立った教育・ 学習による人づくりを進めます。

- 施策 ①家庭教育における男女共同参画の促進
②保育所・幼稚園・学校における男女平等に関する教育の促進
③社会教育における男女共同参画の促進

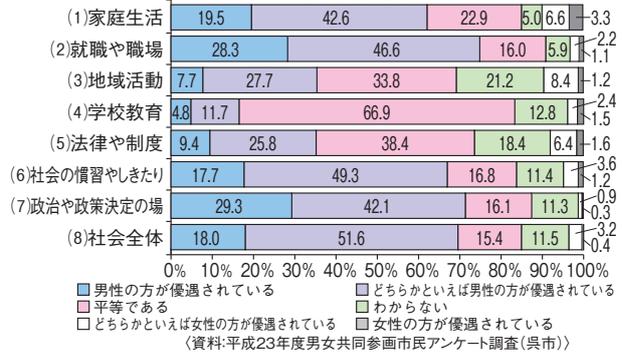
方針3 男性にとっての男女共同参画を 促進します。

- 施策 ①男性にとっての男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



男女の地位の平等感



- 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつあります。
- 「家庭生活」「就職や職場」「社会の慣習やしきたり」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において、『男性の方が優遇』と回答した人は、6割を超えています。



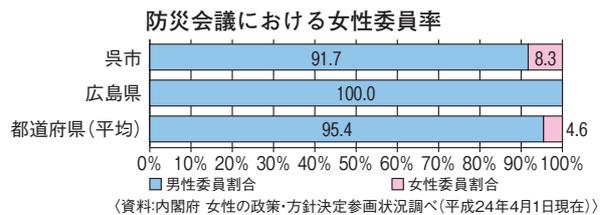
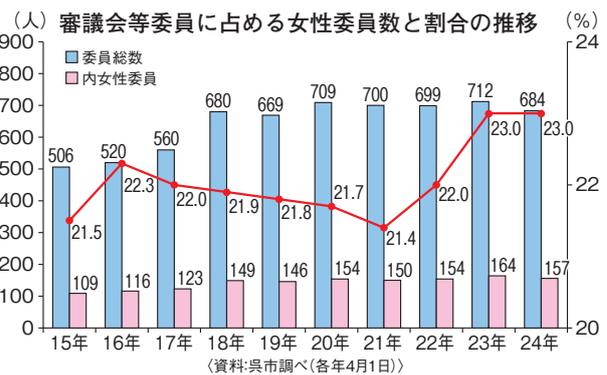
目標Ⅱ 男女がともに、積極的に社会活動や意思決定過程に参画しましょう。

方針1 政策・方針の立案、決定過程への 女性の参画を拡大します。

- 施策 ①市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
②企業・各種団体等の方針決定過程への女性の参画促進
③女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

方針2 社会・地域活動への男女共同参画 を促進します。

- 施策 ①まちづくりや防災・災害復興・環境の分野における男女共同参画の促進



- 審議会等における女性委員の割合35%を目指します。
- 「呉市防災会議」における女性の割合は8.3%で、防災分野への女性の参画は十分とは言えません。

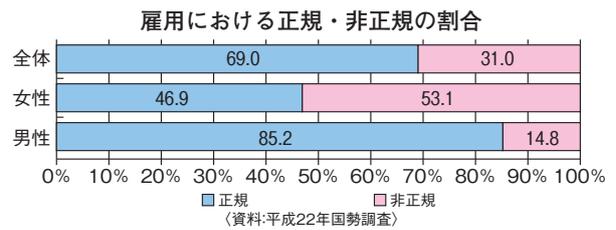
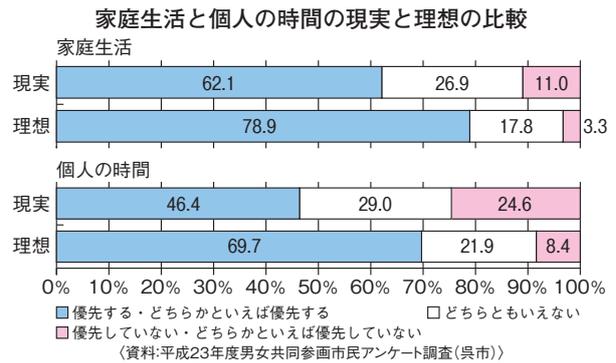
目標Ⅲ 男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境をつくりましょう。

方針1 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進します。

- 施策 ①「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進
 ②子育てや介護に対する支援
 ③男性のための両立支援

方針2 男女がいきいきと働くことができる職場づくりを支援します。

- 施策 ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 ②多様な働き方を可能にする環境整備
 ③女性のチャレンジ支援



- 多くの人が「家庭生活」「個人の時間」を優先したいと願いながらも、優先できていません。
- 就労する女性の53.1%が非正規雇用という現状は、多様な就業ニーズに応えるという側面がある一方、女性の再就職の難しさや不安定な就労などの課題を表しています。



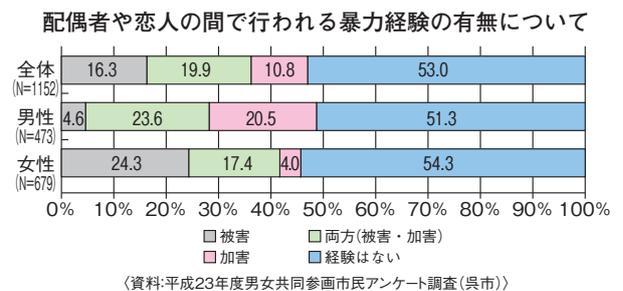
目標Ⅳ 男女がともに、人権を尊重し、安心して暮らせる環境をつくりましょう。

方針1 男女の人権が尊重されるように取組を進めます。

- 施策 ①男女間におけるあらゆる暴力の防止
 ②ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進
 (呉市DV防止基本計画)
 ③メディアにおける男女の人権の尊重

方針2 健康で安定した暮らしを支援します。

- 施策 ①生涯を通じた健康づくり支援
 ②互いの性の理解と尊重
 ③社会的な援助を必要とする男女への支援
 ④国際理解を深め、外国人が暮らしやすい環境整備



- 呉市の調査では、全体の半数近くの人がDV被害加害の経験があり、女性の「被害」経験が男性に比べて高いことが分かります。
- 呉市の女性相談件数（面接・電話）は増加傾向で推移しており、内容は年々複雑・多様化しています。



■ 指標と目標値

推進パターンA：先行型で推進

目標	方針	施策	指 標	設定時 (H23)	中間のめやす(H29)	目標値 (H34)
I	1	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性52.9% 女性62.2%	男性70% 女性75%	いずれも 80%
II	1	1	女性委員のいない審議会数	6 (平成24年)	2	0
III	1	1	男性の育児休業取得率（市職員）	4%	12%	15%
	1	1	市職員の年次有給休暇取得日数	9.06日	13日	15日
IV	1	2	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 73.5% 殴るふりをして脅す 59.2%	手でぶつ 90% 殴るふりをして脅す 80%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
	1	2	中学校・高等学校等におけるデートDV防止に関する取組を行う割合（高等専門学校，定時制・通信制高等学校を含む）	2.2% (1校)	82.6% (38校)	100% (46校)

推進パターンB：積み上げ型で推進

目標	方針	施策	指 標	設定時 (H23)	中間のめやす(H29)	目標値 (H34)
II	1	1	審議会等委員に占める女性の割合	22.8% (平成24年)	30%	35%
III	1	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容を知っている割合	市民29.7% 企業91.3%	市民45% 企業95%	市民 65% 企業100%
	1	2	家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	56.9%	40%	20%
	1	3	地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9%	38%	50%

推進パターンC：後追い型で推進

目標	方針	施策	指 標	設定時 (H23)	中間のめやす(H29)	目標値 (H34)
I	1	1	「社会全体」で男女の地位が平等だと思ふ人の割合	男性23.3% 女性 10%	男性35% 女性20%	いずれも50%
II	1	1	市の管理職に占める女性職員の割合	2.5% (平成24年)	5%	10%
	1	2	女性の管理職がいる事業所の割合	42.1%	50%	70%
	2	1	女性の単位自治会長の割合	6.9% (平成24年)	10%	15%
III	1	2	家庭生活で「育児（乳幼児の世話）」を主に妻だけが行う人の割合	73%	60%	30%
	2	2	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	35社	42社	70社
	2	2	女性の労働力率（30～34歳）	64.8%	70%	80%
	2	2	男性の育児休業取得率（市内企業）	0.6%	4%	13%

くれ男女共同参画基本計画(第3次)(概要版)

～ともに奏でるあしたのくれ～

発行／平成25年3月

呉市 市民部 人権センター

〒737-0051 呉市中央5丁目12-21

TEL(0823)25-3476 FAX(0823)26-6267

E-mail : zinken@city.kure.lg.jp